

令和6年度 第11回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和7年2月25日

令和6年度 第11回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年2月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

|        |            |           |           |
|--------|------------|-----------|-----------|
| (柏原地域) | 1番 亀井 昌一   | 2番 堀 巧    |           |
| (氷上地域) | 3番 池田 将徳   | 4番 荻野 恭敏  | 5番 兼古 善明  |
|        | 6番 平松 稔久   | 7番 福井 脩   |           |
| (青垣地域) | 9番 足立 篤夫   | 10番 足立 年一 | 11番 荻野 一喜 |
| (春日地域) | 12番 荻野 隆太郎 | 13番 小橋 季敏 | 14番 新才 泰則 |
|        | 15番 婦木 克則  | 16番 細見 滋樹 |           |
| (山南地域) | 17番 岸本 好量  | 18番 田中 幸治 | 19番 野垣 克己 |
|        | 20番 和田 憲治  |           |           |
| (市島地域) | 21番 荒木 嘉信  | 22番 荻野 広  | 23番 橋本 慶子 |
|        | 24番 米田 豊   |           |           |

○欠席委員 (1名)

8番 山本 浩子

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第 4 号 非農地証明願承認について  
議案第 5 号 丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (別冊)  
議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)  
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)  
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)  
報告第 1 号 農地の一時利用届について  
報告第 2 号 農地の形状変更届について  
報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について  
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 閉会

## 1. 開会

- 議長 定刻より早いですが、皆さんお集まりですので、会議を始めたいと思います。  
ただいまより、令和6年度丹波市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。  
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長 (会長あいさつ)  
○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

- 事務局 事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号8番の山本委員から欠席届が提出されております。出席委員は23名となっております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告します。

## 3. 議事録署名委員の指名

- 議長 それでは、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号24番の米田委員、議席番号1番の亀井委員、両委員よりようお願いいたします。

また、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

## 4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号52番 ～  
～ 報告第3号 番号1番、番号2番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

- 事務局 議案第1号、番号1番～番号5番朗読

- 議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

- 委員 番号1番、番号2番、番号3番を、譲受人が同一ですので、一括して、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番、番号2番、番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画については、番号1番は水稻です。番号2番、番号3番は小豆です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１０ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号５番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１０、１１ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これ、譲受人が結構高齢なんやけど、耕作者が３人あるさかいに、その中の若い人がやってんという解釈でいいんですか。

○委員 はい。この方については、御子息と一緒にされるということです。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号6番～番号20番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、併議案件が幾つかございますので、説明いたします。

まず、番号6番と3ページの番号14番、これが同一申請になっておりまして、併議案件として取扱いをさせていただきますので、説明はその段取りでお願いいたします。

それから、番号12番、番号13番につきましては、これにつきましても同一申請で、これも併議案件という取扱いをさせていただきます。

以上、2つを併議案件として取り扱うことにしますので、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12、13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件を全て満たしていることを確認しております。

利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

利用計画は水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

利用計画は、果樹と野菜です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可の要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、こちらの案件は報告第3号の番号1番と関連があります。

申請地の中に譲渡人が過去に造成した進入路があり、2アール未満の届をするものです。

譲渡人の始末書が添付されております。始末書を朗読します。

「私は、北側から農地へ進入するため、平成元年頃に、進入路を施工いたしました。農地法の許可なく施工してしまったことを、深く反省しています。今後このようなことのないよう、十分注意いたします。今回の件、御許可いただきますよう、よろしくお願いいたします。」とのことです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号9番と番号10番は、譲受人が同一のため、一括で、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番と番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

利用計画は水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件を全て満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

譲り受ける農地は、自宅に隣接しており、野菜を栽培していきたいということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号12番から番号18番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号12番と番号13番は、先ほど説明がございましたように、同一の申請のため、一括して説明をいたします。

番号12番と番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号15番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページ、21ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。利用計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号19番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号19番は、農地を無償で譲り受け、新たに農業に取り組みたいというもので、図面は23ページに示しております。

作付計画は、水稻と野菜です。それとあわせて、農機具の所有状況でございますが、草刈機を1台所有しております。あと、トラクター、田植機、コンバイン等につきましては、導入の予定でございます。

それとあわせて、申請者から通作距離が約15キロメートル位の数字をあげられております。

なお、農機具を購入しましたら、作業効率上、地元保管場所については確保したいというもので、地元と話を進めておられます。

それとあわせて、地元の農会に加入して、意欲的にやりたいということで、聞かせていただいております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号２０番につきまして、番号〇番の〇〇が説明します。

番号２０番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は２４ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号６番と番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番と番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号６番と番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号８番、報告第３号の番号１番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号８番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第３号の番号１番につきまして、御承知おきください。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番、番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番、番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 譲受人の方は、営農意欲もあるみたいで、農機具も購入するということなんですけど、水稻は刈った後、地域のライスセンターか何かに持ち込まれるか、どのように出荷されるかお聞きになっていますか。

○委員 出荷の方法ですか。そこまで詳しく聞いておりませんが、申請者に２回ぐらい電話させていただいて、ほかの事を確認しました。農業の難しさをあまり言うたら、せっかくそういう縁があって、農業をしようと申請をされています。しかし、本人は、栽培とか農業機械の操作も全然分かってない方です。

自己資金でそれぞれ機械も購入される予定で、またある程度の指導なりそういう団体、組織ですね、行政とかそういうところで指導を受けたりして、機械の操作とか、地元の農家もございますので、そういう面で、それから栽培については、ＪＡと相談されたりして、できるだけ失敗のないような形で、話を進められたらどうですかということでお伝えしております。それ以降は話をしておりません。

以上です。

○委員 駄目やいうことはないんやけど、初めから６反近くやられるんで、地域調和ということで、よく見といてあげて、するのがあれかなと思うんですけど、ちょっとそういうあれがあったんで。

○委員 そういう点は十分、向こうにも連絡しておりますので、後はその人の判断が、どういう形でされるか。

○委員 よく見といてあげてください。

○委員 はい。ＪＡとかそういうところにやはり頼っていかれたほうが、その人のためにもなりますし、そこまで農業委員として、踏み込むことはせんほうがよいんじゃないかと思います。

○委員 すいません。

○議長 ○○委員。

○委員 譲受人さんは女性のように思うんですけど。

○委員 女性です。

○委員 女性がされるんですか。御主人と一緒にされるとか。

○委員 はい、申請されておりますので、自分の意思で。

○委員 誰か協力して。一人ですか。

○委員 そういうことは全然聞いてませんが。

○委員 分かりました。

○委員 ほかの人も心配をされておると思いますので、私としては、こういうふうな形でやられるということも、後々は水稻、野菜でございますが、作物の変更があるかもしれないと思っております。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 それでは、意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

さきほど確認したとおり、農業委員は農地パトロールなどで、また地元の農会にも働きかけをいただいて、十分営農ができるようなサポートをよろしくお願いします。

それでは、番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、番号21番～番号27番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、番号22番、番号23番は、同一申請のため、併議とさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号21番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号21番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は飼料作物です。

なお、この案件には誓約書が添付されております。譲受人の所有農地の中に、父が昭和55年頃に店舗、また昭和50年頃に建物を建設されている土地があるため、令和7年12月までに、非農地証明願を提出するものというものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号22番から番号23番につきまして、申請人が同一でございますので、一括して、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は26ページに示しております。

番号23番は、これも農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は27ページと28ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は黒大豆です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、番号24番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は果樹や野菜です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30

ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は果樹と野菜です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号26番は、農地を贈与により取得し、農業を始めたいというもので、図面は31ページに示しています。

住宅とともに購入して、作付計画としては、野菜、果樹の予定です。

なお、草刈機と管理機等につきましては、購入予定にしています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号27番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は32ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、この譲受人の申請者は、外国籍の方で、市外で科学者としてお仕事で従事されているということで、在留資格は、永住者というふうになっております。

週に何日か、青垣へパラグライダーのフライト飛行を楽しみに来られておるということで、以前から青垣には足を運んでおったということのようでございます。

また、耕作するのに必要な機具としては、耕耘機を確保したいということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号21番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番、番号23番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番、番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号28番～番号34番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号28番につきましては、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号28番は、農地を贈与によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。

図面は33ページに示しております。

譲受人は、以前からこれらの農地を耕作しており、今回譲渡人からの申し出により、取得されるという申請でございます。譲受人はこの地域の担い手であり、これまでも適切に管理されておられます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

作付計画は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号29番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号29番につきましては、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもの

でございます。図面は３４ページに示しております。

申請地に２アール未満の届出済みの農業機械置場がございます。この土地につきましては、今は畑になっておりますが、ここにつきましては栗、花卉等を栽培したいということでございます。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号３０番につきましても、議席番号○番の〇〇が説明をいたします。

番号３０番につきましては、農地を売買によって、拡大したいというものでございます。図面は３５ページに示しております。

作付計画は水稻でございます。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号３１番につきまして、議席番号○番の〇〇が説明いたします。

番号３１番につきましても、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。

利用計画につきましては、栗とミカンとをつくりたいということでございます。

図面は３６ページに示しております。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号３２番につきましても、議席番号○番の〇〇が説明いたします。

番号３２番につきましても、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は３７ページに示しております。

利用計画につきましては、水稻でございます。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号３３番を、議席番号○番の〇〇が説明いたします。

番号３３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３８ページにございます。

３８ページを御覧いただきましたら、今回の申請圃場のすぐ右側の家があるんですけれども、今回の譲受人と親子関係になっております。

この家のところ、地目が田んぼのまま残ってまして、非農地証明願を後日、申請するという誓約書が添付されております。その誓約書を読み上げさせていただきます。

昭和45年に、祖父が田を埋め立てて宅地にして、木造2階建てを建築し、現在55年経過しております。その間において祖父、父も手続も取らず、申請もしませんでした。今回の申請で判明しました。土地の権利移転の申請をするに当たり、後日、非農地証明願を提出し、承認され、証明が発行されましたら、すぐに地目変更の手続を行いますので、よろしくお願いいたします。

という誓約書が添付されております。

春日地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号34番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号34番は、農地を売買により取得し、新規に農業を始めたいというものです。

農機具等はいずれ揃えるということです。

作付は、水稻とネギ、これから増やしていきたいということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

農地所有適格法人ということで、法人が農地を取得できる要件を全て確認しております。

御審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 1 番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 1 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3 2 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 2 番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 2 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3 3 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 3 番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 3 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3 4 番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号3 4 番、農地所有適格法人が、農地を取得するという形でありますけれども、耕作面積は0ですね。ここら辺の整合性は、どうなるんですかね。事務局に教えてほしい。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

農地所有適格法人についての御質問でございます。これまでから度々尋ねていただいておりますが、おさらいということで、ご説明していきたくと思います。

農地所有適格法人として認められるための要件としては、大きく4つございます。

まずは、法人の形態要件でございまして、こちらは株式会社でございまして、合致しています。

2点目は、事業内容でございまして。当該法人の主たる事業が、農業かどうか。もう少し踏み込んで言いますと、売上高の過半が農業ということでございまして。こちらは、実績がある場合にはその実績値、また実績がない場合には、計画で判断するということになっております。

経営面積が0ですので、計画で確認をしていますが、この要件も合致しているということでございます。

3点目でございまして。議決権の要件がございまして、農業関係者が総議決権の過半を占めるということ。こちらも要件を満たしています。

4点目、役員要件でございまして。役員の過半が農業に常時従事する構成員であること。常時従事が150日以上で、役員の過半が150日以上その法人の農業に従事しているということでこちらも合致しています。

以上、4点の法人の要件を確認しまして、その結果、要件を満たすという判定をしています。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 分かりました。

○議長 どうぞ。

○委員 この法人なんですけども、新規で法人として登録されたということで理解しているんですけども、この定款上の業は、どういうふうなお仕事をされる予定になっているんですか。

○議長 春日地域委員会。

○委員 加工・仕入れ・貯蔵・運搬・農業生産に関わる作業委託とオペレーター業務、食品加工販売、飲食業の経営、酒類・清涼飲料水の販売、農機具の仕入れ・賃貸・売買、堆肥・液肥・有機堆肥の製造販売、農業用及び工業用資機材の輸出入、農畜産物の輸出入、畜産物の生産販売、畜産物の貯蔵運搬、農業用資材の運搬、水産物の養殖販売、農作業・土木作業等各種作業の請負、各種イベント企画の立案・実施、企業経営コンサルタント、宿泊施設の運営、不動産の賃貸及び売買、廃校の利活用、前各号に附帯する一切の業務が載っております。

○議長 定款ではそうになっていた。

○委員 そうですね。

○委員 農業以外の仕事も、今の中には含まれていたように思うんですが。まあ今のところでは農地を取得されるには問題はないと。今のところでは。将来的には、事務局はどういうふうに判断されとるんでしょうか。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

法人の定款については、先ほど担当委員から説明があったとおりでございます。どのように判断をしていくかというところで、事業内容です。売上高の過半というお話をしましたけれど、あくまで売上高の過半が農業というところでございます。

また、計画での判定をしておるという形にはなる。

で、現時点の計画では、全て農業の売上で、向こう3年の記載がございますので、その範囲で収まっておれば所有適格法人として扱います。年に1回適格法人の報告書が提出されますので、その中で事業内容が要件を満たすものであるかどうかというところは毎年確認していきたいと思います。

計画上現時点では、売上の過半を満たしていますので、ここは適格法人として判定ができると思っておりますし、将来的にも農業以外のところは要件に合うように抑えられた上で、計画されていると理解しております。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号34番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号34番は、許可すべきものと決定いたします。

また、当該法人につきましては、農地所有適格法人が該当しているかということにつきましては、毎年確認を続けながら進めていくということで、地域委員会でも確認を取りますので、よろしくお願いします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号35番～番号49番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号３５番について、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号３５番は農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものであります。図面は４１ページに示しております。

利用計画は、果樹・野菜・水稻であります。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号３６番についても、議席番号○番の○○が説明します。

番号３６番も、これは農地を売買によって、農業経営を開始したいというものであります。これは先月に第５条で申請が出された残りの農地であります。これは果樹と一部野菜、黒豆等をやりたいという利用計画が出ております。それで農業経営を開始したいというもので、図面は４２ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号３７番についても、議席番号○番の○○が説明します。

番号３７番については、農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいというものです。これは図面４３ページに示しております。

利用計画はベビーリーフであります。

地域委員会としては、農地法第３条第２項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号３８番についても、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号３８番は、これも農地を売買によって、経営規模を拡大したいというものであります。図面は４４ページに示しております。

利用計画は水稻であります。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号３９番についても、議席番号○番の○○が説明します。

番号３９番は、農地を売買によって取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は４４ページに示しております。

利用計画につきましては、果樹、野菜です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、それから農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号４０番から番号４９番まで、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号４０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は４５ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号４１番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は４５ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。  
自家用野菜を作られる予定です。

続きまして、番号４２番と番号４８番、番号４９番は、譲受人が同一でございますので、一緒に説明させていただきます。

番号４２番、番号４８番、番号４９番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は４６ページ、５２ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲受人は、令和６年８月に設立されました、農地所有適格化法人でございます。

続きまして、番号４３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は４７ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号４４番と番号４６番は、関連がありますので、一緒に説明させていただきます。

番号４４番、番号４６番は、作業の効率化を図るために、農地を交換するための申請でございます。図面は４８ページ、５０ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号４７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は５１ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号４５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は４９ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３５番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 果樹、水稻ということなんですけど、機械はどないなってます。

- 委員 機械はトラクター１台、草刈機１台、それから水稻は、業者に作業委託をすると、こういうことになります。水稻は、この図面で言えば、南側２筆です。
- 議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号３５番について、許可することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号３５番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号３６番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号３６番について、許可することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号３６番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号３７番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号３７番について、許可することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号３７番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号３８番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号３８番について、許可することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号３８番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号３９番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号３９番について、許可することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号３９番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号４０番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号４０番について、許可することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号４０番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号４１番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４１番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４２番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４３番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４４番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４５番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４６番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４７番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４８番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４８番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４９番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４９番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４９番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号５０番～番号５２番、報告第３号、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号５０番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号５０番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、水稻と野菜を栽培すると聞いております。図面は５３ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号５１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号５１番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は５４ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

あわせて、報告第３号の番号２番について、経過書が出されておりますので、読み上げさせていただきます。

本件農地は、平成元年頃に、亡き父が農業用倉庫を建てたものであります。今回本件農地を譲渡することになり、調査の中で、農業用施設の届出が出ていなかったことを知った次第です。

後になりましたが、農業用施設の届を提出するに当たり、土地所有者として、本紙を差し入れます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 番号５２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号５２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は５５ページです。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従

事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしくお願いします。

○議長 報告第3号の番号2番の経過書は朗読いただきましたが、3条の誓約書があるかと思えます。内容を説明いただけますか。

○委員 誓約書。令和7年4月31日付け農地法第3条の申請をするに当たり、確認した未申請の転用農地について、次のとおり農地法を守り、早急に是正し、申請手続を履行することを誓約いたします。

また、周辺土地の農業上の利用の確保、及び関係人の利益を考慮して、必要がある場合は、違反を是正するため、必要な措置を取られても異議ありません。

現況は農地以外となった件について。50年ほど前に、杉を植林。今後の是正計画について、非農地証明願を提出する、とあります。よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号50番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号50番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号50番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号51番、報告第3号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号51番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号51番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第3号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号52番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号52番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号52番は、許可すべきものと決定いたします。

休憩をします。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第 2 号 番号 1 番、番号 2 番 ～

～ 議案第 2 号 一時転用 番号 1 番、番号 2 番 ～

○議長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請承認についてを議題いたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 2 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、申請者が現在居住する家に隣接する農地に、木造平家住宅と庭として利用したいというもので、図面は 58 ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 4 条第 6 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定をいたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 2 号、番号 2 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 番は、露天駐車場・コンテナ置場として利用するための申請です。地図は 59 ページです。

申請者は、廃品回収業をしており、現在の置場が狭くなったための申請であります。

農地区分は、丹波市役所市島支所より 500 メートル以内にあるため、第 2 種農地と判断されると考えます。

地元、隣接所有者等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

この案件は令和 6 年 12 月に農振除外されたもので、転用面積は必要最小限で、農地法第 4 条第 6 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定をいたします。

続きまして、農地法第4条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題いたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、一時転用、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、栗栽培のためのかさ上げによる農地改良を目的とした、一時転用の申請です。

図面は61ページに示しております。

図面の南側の2筆につきましては、工事用進入路として、必要最小限の面積を利用することとし、その北側にある申請者が所有する山林を通り、図面北側の3筆を農地改良するものでございます。

申請地の5筆のうち、北西に位置している筆につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

また、残り4筆につきましては、農振農用地となるため、丹波市長から当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないということで、意見書が提出されております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

なお、農地に復元されることも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

すいません。聞きもらしたかもしれないですけど、造成後の利用をもう一度説明をお願いします。

○委員 造成後の利用は栗の栽培をされるということです。

○議長 ありがとうございます。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２番は、農地のかさ上げを目的とした一時転用の申請です。図面は６２ページに示しています。

なお、この申請には始末書が添付されていますので、朗読いたします。

「このたび私の誤認により、大変御迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申しあげます。当該農地は、平成２６年８月の豪雨により、全面土砂流入被害が発生しました。この被害の写真を添付されております。災害支援を受け、土砂除去、農地復旧を行いました。ただ、平成３１年７月の豪雨により、再び全面土砂流入により、被害が発生しました。そのときの写真も添付されております。

いずれも農地横の水路の市道用土管に流木が詰まり、当該農地に土砂が流入し、こういう状況になりました。

その後、作付計画書に、交付対象除外農地の記載があり、農地としての除外をされたと勘違いをしておりました。

かさ上げにより、将来、果樹園にすることを夢見ており、別紙のように耕作用表土を準備しつつ、進めております。

経過としまして、申請許可前に作業に着手したこと、申し訳ありません。農地としての復元を目指しておりますので、何とぞ御容赦のほど、お願い申し上げます。」ということで、申請地の農地区分は、農振農用地となっているため、丹波市長から当該土地を一時的な利用に供するため、丹波市農業振興地域整備計画の達成に、支障を及ぼすものではないとの意見書が提出されております。

隣接所有者、地元の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第４条第６項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを、確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第３号 番号１番～番号４番 ～

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、第1号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は65ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、かつおおむね500メートル以内に病院が2か所存在するため、第3種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございせんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございせんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

これにつきましては、売買によって、太陽光発電設備として利用するための申請でござい。ページ数は66ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为られます。

この案件は、地元と協定書を結ばれております。それと、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障がないものと思われま。

また、転用は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないということを確認しております。

以上でござい。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、売買により取得し、太陽光発電設備として利用するための申請でござい。

図面は67ページに示しております。

図面を見ていただきますと、該当地の右側、山が迫っておりまして、墓地と山林が大部分でございます。

該当地の北側は、点線で明示しておりますが、ここには倉庫がございます。一段高い場所に倉庫があります。

南側の部分は、破線で示していますように、養鶏場がございます。

左側、一段低い土地は、圃場整備が完了し、排水路等で分断されております。

ということで、申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、売買により、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。地図は68ページです。

令和6年12月に農振除外をされており、農地区分は、市島支所より300メートル以内にあり、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第４号 番号１番～番号１０番 ～

○議長 議案第４号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１番～番号３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番と番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は７２ページに示しています。

２月１３日に確認したところ、現地は、露天駐車場・倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５４年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

番号２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は７３ページに示しています。

２月１３日に確認したところ、現地は、物置・住宅・庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和２７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号３番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は２２ページに示しております。

２月１３日に確認したところ、現地は露天資材置場になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段影響がないと思われます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５６年頃からで、道路の拡張により、土地が残ってあったというところで、このたび農地を新たに購入することになり、この非農地になっている土地があったことが分かりました。

地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えており

ます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号4番、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は74ページに示しています。

2月13日に確認したところ、現地は、住宅と倉庫になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は29ページに示しております。

2月13日に現地を確認したところ、現地は、合併浄化槽になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成4年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は75ページに示しております。

2月14日に地域委員会で現地を確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は75ページに示しています。

2月14日の地域委員会において確認したところ、現地は倉庫・庭・住宅・進入路となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、倉庫と庭、住宅は昭和44年頃から、進入路は昭和54年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号8番も議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は77ページに示しております。

2月14日に地域委員会で確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号６番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので採決をとります。

番号７番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号７番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので採決をとります。

番号８番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号８番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号９番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号９番を、議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号９番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４４ページに示しています。

２月１２日に、地域委員会において確認をしたところ、現地は露天駐車場・庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号、番号 10 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 10 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 10 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 53 ページに示しています。

2 月 12 日の地域委員会にて確認したところ、現地は畜舎となっております。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 60 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 10 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 10 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 10 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第 5 号 ～

○議長 続きまして、議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、令和 6 年 11 月 5 日付けで、農地法第 3 条の許可申請があり、同月 25 日付けで許可された案件です。

この案件は代理人申請であり、当初から譲受人は、農地を取得した後は、転用して利用する計画でしたが、申請人と代理人との間で意思の疎通がうまく取れておらず、代理人は 3 条の許可申請の手続をされ、所有権移転が完了した後に、譲受人の思いと違うことが発覚したために、令和 7 年 2 月 5 日付けで、許可取消願を提出されました。

この許可取消願が認められた後は、登記を元の所有者に戻し、改めて農地法第 5 条の許可申請手続を行うと確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

### ～ 議案第6号 ～

○議長 続きまして、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 地籍調査事業に係る回答でございますけれども、2月12日の山南地域委員会におきまして、現地確認、並びに審議したところ、照会があった地籍調査事業における地目認定については、照会のとおり回答することに、特に問題はございません。

以上でございます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

### ～ 議案第7号 ～

○議長 続きまして、議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 事務局から説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号7番まで、2月14日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

せん。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番から番号101番を、2月13日の氷上地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 番号80番は、新規やけど、前にも作っておられるんですかね。市外の方ですけど。

○議長 番号80番について。

○委員 こっちに実家があるとか。

○委員 集落内に実家があります。

○議長 よろしいですか。

ほかに意見等は、ありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１０２番から番号１３６番について、２月１３日の青垣地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

ここで議長を交代いたします。

○議長 春日地域におきまして、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１３７から番号１６４番まで、２月１４日の地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○委員 これ、番号１４９番も何かこっちにあるんやね。

○委員 あるそうです。

○議長 よろしいですか。他にございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決に移らせていただきます。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 ここで議長を交代いたします。

○議長 続いて、山南地域におきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号165番から番号199番を、2月12日の山南地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に異論はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号200番から番号271番まで、2月12日の地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

## ～ 議案第 8 号 ～

○議長 続きまして、議案第 8 号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 8 号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番から番号 24 番まで、2 月 14 日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会。

○委員 番号 25 番から番号 70 番まで、2 月 13 日の氷上地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 番号 71 番から 79 番について、2 月 13 日の青垣地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 柏原、氷上、青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

ここで、議長を交代します。

○議長 春日地域におきまして、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 80 番から番号 107 番まで、2 月 14 日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進

に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見がないようですので、採決に移ります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 ここで、議長を交代します。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号108番を、2月12日の山南地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地において効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会。

○委員 番号109番から116番まで、2月12日の市島地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南、市島地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南、市島地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

## ～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございますか。

○委員 番号1番は、多面的機能支払交付金を活用して、素掘りの水路にU字溝を設置するために、一時利用をするものです。

以上でございます。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

## ～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会、補足することはございますか。

○委員 形状変更の届出でかさ上げをするということでございますけども、届出地付近ずっと下の4～5枚ぐらいの山の下がりの水が浮いて出るというような状況で、非常に困られておるといところで、この田んぼは90センチほどかさ上げをして、栗の栽培をしたいというようなことです。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

## ～ 報告第3号 ～

○議長 続きまして、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から補足することはありますか。

○委員 番号3番を、番号〇番の〇〇が補足させていただきます。

91ページに地図がありますけれども、既存の農業用ハウスですね。これを農業用資材、農業用機械置場に変更するための農地法施行規則該当転用届ということでございます。

以上、補足いたします。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

## ～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号朗読

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

今日予定しておりました議案につきましては、終わりました。

何か質問、意見等はございませんか。

ないようでしたら、事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 これで閉会としたいと思います。

3月11日に、丹波市立農の学校の卒業式があります。今年度の卒業される方ですが、今年度につきましては、地元に残って自営をする人が非常に少なくなっています。2人か3人か。

法人に就職して農業をされる方についても2、3人。傾向として、自分で農業経営を始めるというよりも、趣味で農業をやるという傾向に、随分変わってきた印象があります。

一番初めに会長から、農業の厳しさがだんだん分かってきたんと違うかという御意見もあったんですが、恐らくこういう農業経営をする、それで自立するというのは、非常にこう全国的にも厳しい状況になっておりまして、農水省が行っている農業フェアも、非常に去年ぐらいから応募者が減っているという現状があるようです。

そういう中で、農業で生計を立てるということ非常に厳しい状況になっている。ただ米は高くなっていますが、なかなか厳しいというのが現実なのかなというふうに思いまして、農業委員会としましても、この農地を荒らさないように効率よく使って、趣味があって、経営につながますようにというのを考えていかなければなかなか厳しい状況かなあという印象を持っています。

それぞれご助言いただければということで、思っております。

それでは、本日の会議はこれで閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和7年2月25日

議 長 

議事録署名委員（24番委員） 

議事録署名委員（1番委員） 